

(案 1)

独評発第 号
平成 22 年 8 月 19 日

独立行政法人労働者健康福祉機構
理事長 伊藤 庄平 殿

独立行政法人評価委員会
委員長 井原 哲夫

平成 20 年度の財務諸表に係る独立行政法人通則法第 38 条第 3 項に
基づく当委員会の意見への対応について (勧告)

独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。) 第
38 条第 3 項に基づく平成 21 年 8 月 28 日付け独評発第 0828032 号の意見書 (以
下単に「意見書」という。) に関し、下記のとおり、勧告します。

記

- 1 意見書の「ただし書き」が現在に至るまで解消の手續がされていないこと
から、早急を実施し、労働部会に報告することを勧告します。
- 2 意見書の「ただし書き」を無視した結果、これに関連して執行した業務に
ついて、早急に是正することを勧告します。
- 3 1 及び 2 の結果が出てから、書面による意見書の承認とすることとします。

(案2)

独評発第 号
平成22年8月19日

独立行政法人労働者健康福祉機構
理事長 伊藤 庄平 殿

独立行政法人評価委員会
委員長 井原 哲夫

平成21年度の財務諸表に係る勧告について

貴法人の平成21年度の財務諸表案について、下記のとおり、勧告します。

記

- 1 昨年度と今年度の財務諸表の比較可能性の確保に関する勧告
平成21年8月28日付け独評発第0828032号の意見書の「ただし書き」の対応の際には昨年度と今年度の財務諸表の比較可能性の確保に適切な配慮をすることを勧告します。
- 2 平成22年8月19日付け独評発第 号の勧告に対する結果及び上記1の結果が出てから、今年度の「財務に関する大臣への意見具申」を出す事とします。
- 3 上の2の取り扱いについて
書面による意見具申の承認とすることとします。